

西表石垣国立公園（石垣地域）管理計画検討会設置要領

1 目的

西表石垣国立公園（石垣地域）の適正な保護と利用の推進を図ることを目的として、現地における管理業務の指針となるべき、地域の実情に即した管理計画を作成するため、「西表石垣国立公園（石垣地域）管理計画検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

2 検討会の検討事項

検討会においては次の事項を検討する。

- (1) 管理の基本計画
- (2) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- (3) 訂正名公園利用の推進に関する事項
- (4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項
- (5) その他上記1の目的を達成するために必要な事項

3 検討会の構成

- (1) 検討会は学識経験者及び関係者のうち那覇自然環境事務所長が委嘱する検討委員をもって構成する。
- (2) 検討会には、関係行政機関、関係団体等の参画を求めることができる。

4 運営

- (1) 検討会に座長を置き、検討委員のうちから互選によりこれを決定する。
- (2) 座長は必要に応じて、検討委員以外の学識経験者等に対し、検討会への出席を求めることができる。
- (3) 検討会は、原則として公開とする。資料についても原則公開とするが、希少野生動植物種の生息・生育位置情報を含むものなど公開することが不適切なものについては、検討委員の判断により非公開にできる。

5 庶務

検討会の庶務は、那覇自然環境事務所において行う。